

2009 年度全国情報公開度ランキングについて（概要）

2010 年 9 月

全国市民オンブズマン連絡会議

【調査対象と方法】全国の 47 都道府県、東京 23 区、785 市（政令市、中核市を含む）の 2010 年 1 月 1 日を基準とした条例とその運用についてアンケートを送付し、その後メールか F A X で確認する方法で調査。全市調査は初めて。また、権利濫用条項の有無についても今回初めて調査。

回答は 854 自治体。唯一新潟県加茂市は回答拒否。担当者から「市長から話があり、今回は回答を見送りしようということになった。事務方レベルで勝手に回答することはできない」という連絡。（ちなみに加茂市では、2006 年 6 月 29 日に、全国の市でもっとも遅く「情報公開条例」が制定された）

【ランキング方法】

基準に従って配点。今回初めて全都道府県単位で平均点を出し、順位づけを行った。

【調査結果】

- ①都道府県内の自治体平均点 1 位は神奈川県、最下位は鹿児島県。所属する都道府県庁での条例の規定または運用に影響される傾向がある。
- ②都道府県、政令市に比較してそれ以外の市の素点が低い（情報公開度が低い）。
- ③議会が実施機関になっていない市（都道府県含む）は全国で奈良市のみ。これにより失格。
- ④議会の情報公開については、議会独自の審査会に諮問している都道府県は 19。議会情報についてお手盛りが目立つ。
- ⑤不服申立を判断する、という権利濫用規定を設ける自治体（平成 22 年 1 月 1 日の段階で全国で 38 自治体）が増加する傾向。権利「濫用」規定の濫用が懸念される。とりわけ、富山市の濫用禁止条例は全国で最も制度濫用の危険性が高い。知る権利を侵害するおそれ。憲法違反の疑いも。
- ⑥コピー代
最高額 50 円（岡山県美作市）
- ⑦その他